

# ひょうごフィールドパビリオン英語版冊子制作業務 仕様書

## 1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン英語版冊子制作業務

## 2 業務目的

大阪・関西万博を機に、ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）を含む兵庫県へのインバウンド誘客を一層進めていくため、FPの魅力を詰め込んだ英語版の旅行冊子を制作する。

### 【参考】

FP専用ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP専用Instagram：[https://www.instagram.com/hyogo\\_field\\_pavilion/](https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/)

兵庫じゃらん（日本語冊子）：[https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/\\_shared/pdf/jalan-freepaper.pdf](https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/_shared/pdf/jalan-freepaper.pdf)

## 3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年12月31日まで

## 4 業務内容

### （1）英語版冊子の制作

令和6年度実施の「旅行冊子の制作等を始めとしたフィールドパビリオン魅力発信業務」において制作した兵庫じゃらん（日本語冊子）の英語版を制作する。

制作にあたってはインバウンドに対してFPの認知向上、兵庫県への誘客促進に繋がる仕立てとするとともに、下記事項に留意すること。

#### ① 制作にあたっての留意事項

- （ア）FPプレイヤーのコンテンツに対する想いや、発信したいテーマ性などがしっかり伝えられるように翻訳を行うこと。
- （イ）英語を母国語とする方に自然な英語とするとともに、英語を母国語としない方にもプログラム内容を適切に理解できるような翻訳をすること。
- （ウ）英語翻訳はアメリカ英語とし、必ずネイティブチェックをすること。なお、機械翻訳は認めない。
- （エ）英語表記にあたって、必要なデザイン調整等も行うこと。
- （オ）日本語冊子に掲載している全てのFPプレイヤーに、英語冊子に掲載する旨の許諾確認を取り、コンテンツ内容の変更等、必要に応じて時点更新を行うこと。
- （カ）紙冊子だけでなく、電子版の納品も行うこと。
- （キ）冊子の掲載内容については、厳密な確認及び校正を行うものとする。校正は受託者において行うが、委託者による確認・校正も行う。

#### ② 紙冊子の印刷規格

- （ア）印刷色数：フルカラー
- （イ）サイズ等：A4サイズ 24ページ（表紙、裏表紙を含む）以上の中綴じ
- （ウ）紙質等：コート110kg
- （エ）印刷部数：10,000部

※追加発注する場合のコストや対応方法は、企画提案書に明示すること。

## (2) 英語版冊子の仕分け、発送

制作した 10,000 部の英語版冊子を下記の宛先に、印刷所から発送すること。

兵庫県ワシントン州事務所：2,000 部

兵庫県パリ事務所：2,000 部

兵庫県香港事務所：2,000 部

兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課：4,000 部

※海外事務所の住所、宛先は、別途お知らせする

## 5 納品

### (1) 成果物

受託者は、英語版冊子（紙、電子媒体両方）の制作が終了したら、速やかに委託者に納品すること。

また本業務が終了したとき、実施結果等を記載した「業務報告書」も提出すること。

### (2) 納品場所

- ・兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課  
（神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1 兵庫県庁 2 号館 3 階）
- ・本県海外事務所（上述のとおり）

### (3) 納入方法

- ・紙媒体：郵送
- ・電子媒体：電子メール

### (4) 納品期限

- ・英語版冊子（紙、電子媒体両方）：令和 7 年 8 月 29 日（金） 17:00
- ・業務報告書：令和 7 年 12 月 31 日（水） 17:00

## 6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

## 7 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等の関係する法令を遵守すること。

## (2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## (3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## (4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時まで県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、県に帰属することを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。